

【公表】

整理番号	52
契約番号	5農振財契第523号
件名	森林循環促進事業(獣害防止柵維持管理)委託(複数単価契約)その3
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
履行場所	東京都西多摩郡檜原村字数馬、神戸、三都郷地内
概要	獣害防止柵の見回り点検及び補修作業 (獣害防止柵総延長11,852m) ※詳細は別紙仕様書のとおり
契約期間	契約確定の日から令和6年3月29日まで
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、「営業種目110:道路・公園等管理」のうち「取扱品目05:枝落し・除草・草刈」又は「営業種目133:樹木・緑地等保護」のうち「取扱品目05:除草・草刈(緑地育成)」で登録している者であること。 ②当財団又は官公庁等において同様の業務の契約実績を有する者であること。
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和5年9月21日(木) 午前10時00分(入札期間などの詳細は指名通知時に連絡)
希望申出期間	令和5年9月4日(月)午前10時から令和5年9月8日(金)午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	以下の(1)から(3)までの書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。 (1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合 東京都の「令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和5・6年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとします。 (3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。 (4) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。 (8) 仕様書添付書類(図面)については、指名通知の際に提示します。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 森の事業課 花粉対策室 住所 東京都青梅市河辺町6-4-1 青梅合同庁舎内 電話 0428-20-8134

獣害防止柵維持管理 委託 複数単価契約 特記仕様書

委託件名：森林循環促進事業（獣害防止柵維持管理）委託（複数単価契約）その3

委託期間：契約確定の日から令和6年3月29日まで

委託場所：西多摩郡檜原村字数馬、神戸、三都郷地内

第1章 総則

第1条 この特記仕様書は、森林施業標準仕様書〔（公財）東京都農林水産振興財団〕（以下「標準仕様書」という。）でいう特記仕様書で、この施業に適用する。

第2条 この作業は、自然災害等により破損した獣害防止柵を補修し機能確保することを目的とする。

第3条 受託者は施業写真の撮影に当たっては、原則として黒板等に、必要事項を記載して被写体と共に写し込まなければならない。

第4条 受託者は、施業着手後に条件が異なった場合等には、関係資料を作成の上、監督員と協議するものとする。

第5条 受託者は、契約後すみやかに「労災保険加入確認書」を東京労働局または所轄労働基準監督署へ提出し、確認を受けたのち発注者へ提出しなければならない。

第6条 受託者の責により他の工作物に損害を与えた場合は、速やかに監督員に報告するとともに応急処置をとり、受託者の負担によりこれを修復しなければならない。

第7条 受託者は、施業の遂行に当たり諸法令や諸規則を厳守し、受託者の責任において厳正に行うものとする。

第8条 受託者は、本仕様書に記載されていない事項及び、本仕様書に疑義が生じたときは監督員と協議し、その指示によるものとする。

第9条 東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」を遵守するものとする。

第10条 この委託の作業場所は、別添図面に示すとおりとする。

第11条 受託者は、契約後直ちに監督員の指示により作業ができる体制を保持すること。

第12条 獣害防止柵の補修に使用する材料は別紙の獣害防止柵標準図に記載している規格と同等のものとする。

第13条 受託者は、保守点検および指示された補修作業が完了したときは、速やかに作業報告書及び完了届を提出し、完了検査を受けること。

第14条 本契約において、推定総金額(税込)を超えて発注することはできない。また、発注金額が推定総金額(税込)に達した場合、または達する可能性が見込まれる場合は、契約期間の満了前であっても当該契約を終了することがある。さらに発注金額が推定総金額(税込)に達しない場合であっても契約期間の満了をもってこの契約は終了するものとする。なお、いずれの場合においても、受注者は契約の終了に関して異論を主張できないものとする。

第2章 提出書類

第15条 受託者は、所定の期日までに次の書類を提出すること。

- ア 着手届 (契約後速やかに)
- イ 代理人及び主任技術者通知書 (契約後速やかに)
- ウ 労働災害補償保険加入確認書 (契約後1か月以内)
- エ 緊急連絡通報図 (契約後速やかに)
- オ 作業報告書および施業記録写真 (毎月の保守点検と補修作業の完了後に)
- カ 完了届 (完了後直ちに)

第3章 獣害防止柵維持管理作業

第16条 獣害防止柵保守点検

- 1) 受託者は、獣害防止柵の機能が維持されているか月に1回点検作業を行うこと。点検中に異常を確認した場合、軽微な異常についてはその場で補修を行うこと。また、軽微な異常を超える状況が発生した場合に対応するため、月の上旬を点検日として作業を行うこと。
- 2) 軽微な異常とは、次のことをいう。
 - ア ネットの破れ(補修糸で修復できる程度のもの)
 - イ 張りロープ、押さえロープ、結束バンド、支線の外れや緩み
 - ウ アンカー杭の抜け、折れ、欠落
 - エ その他(ア)～(ウ)の補修に使用する資材(補修糸・アンカー杭・結束バンド)で修復可能なもの
- 3) 点検作業中に軽微な異常を超える状況を確認した場合は、異常箇所の位置と状況について監督員へ速やかに報告すること。
報告内容は、後に補修作業を行う際に必要な情報(破損した柵の長さや壊れた資材の数量、倒木の直径など)となるよう計測器具(ポールやコンベックス等)を用いて撮影や記録を行うこと。
- 4) シカ等の野生動物が生きのまま獣害防止柵に絡まっていた場合や柵内に侵入していた場合は決して近づかず、監督員へ速やかに連絡すること。

- 5) 滑落の危険がある急傾斜地や落石が多い地帯など危険性が高いと判断した場所は立ち入らないこと。

第17条 補修作業

受託者は、監督員から指示記録簿で施工場所、施工内容、数量、工期等の説明を受けた後、補修作業に着手するものとする。

- 1) 獣害防止柵撤去・獣害防止柵設置

獣害防止柵がネットや支柱等を含めて1m以上破損した場合、破損部分をすべて撤去し、再設置作業を行う。設置作業は獣害防止柵標準図を基本とすること。獣害防止ネットの取付けは重ね幅を15cm以上設け、支柱は重力方向に垂直に設置すること。

- 2) 獣害防止柵ネット取替・獣害防止柵支柱取替

獣害防止柵の資材が単体で破損した場合、破損した資材の取替作業を行う。獣害防止ネットが動物の絡まりによって大きくねじれた場合や、ネットに大きな穴(30cm前後)が開くなど補修糸では修復できないほど破断した場合はネットの取替作業を行う。また、支柱が折れていた場合は支柱の取替作業を行う。設置作業は「第3章 第17条 1」に準じるものとする。

- 3) 倒木玉切・倒木片付

獣害防止柵にかかった倒木を除去し、玉切り作業を行う。玉切りにした丸太は施業地内の安定した場所に整理すること。

- 4) 土砂片付

獣害防止柵に堆積した土砂の除去作業を行う。作業に際し、土砂崩落や落石などの危険性が高いと判断した場合は作業を行わず、監督員と協議すること。

第18条 廃棄物の集積と運搬

- 1) 補修作業により発生した廃棄物は一旦施業地内の任意の場所へ集積すること。廃棄物の数量と回収地点及び集積地について施業図に記載し作業報告書に添付すること。

- 2) 廃棄物はネット類とプラスチック類を分別すると共に保育施業の支障とならないように集積すること。また、集積地には廃棄物を集積していることを示す表示板を設置すること。

第19条 施業記録写真の整理

以下の各作業について写真を全箇所撮影し整理すること。そして、異常箇所があった箇所について撮影位置図を添付すること。

- 1) シカ柵保守点検作業
 - ア 保守点検状況
各施業地ごとに1箇所撮影
 - イ 軽微な異常の状況
すべての異常箇所(補修前・補修後)を撮影
 - ウ 軽微な異常を超える状況
- 2) 獣害防止柵撤去・獣害防止柵設置 (作業前・作業中・作業後)
- 3) 獣害防止柵ネット取替・獣害防止柵支柱取替 (作業前・作業中・作業後)
- 4) 倒木玉切・倒木片付 (作業前・作業中・作業後)
- 5) 土砂片付 (作業前・作業中・作業後)
- 6) 廃棄物集積状況
- 7) 作業安全管理(各1枚撮影)
 - ア 始業前の打合せ
 - イ 始業前の服装等確認状況
 - ウ 始業前の準備体操等の実施状況
- 8) 補修作業に使用する資材(資材ごとに撮影)

第20条 その他

- 1) 施業進行に際し、監督員、地権者との連絡を密に取りトラブル等が起きないように十分注意すること。
- 2) 施業箇所に一般登山者が、立ち入らないよう保安看板等を設置し現場内に登山者等が立ち入らないよう万全を期すこと。また、下部に林道等がある場合には、通行者に注意を促す旨の案内看板を受託者の責任において設置すること。
- 3) 林野火災には特段の注意を払い、現場では火気の使用は最小限度にとどめ、使用にあたっては安全管理を徹底すること。消火器材を備えるよう努めること。現場に燃料等を持ち込む場合は、消防法令の基準に適合した容器を使用し、火気のないところで取り扱うこと。また、現場で火災が発生した場合は、緊急連絡通報図に従い、迅速に対応すること。
- 4) この契約の履行に際し、知りえた個人情報を第三者に漏らさないこと。
- 5) 上記以外の事項については、監督員の指示に従うこと。
- 6) 作業完了後に提出される完了届等提出書類に基づき完了検査を行い、合格と認定した後、受託者からの適法な請求書の受領に基づき、月ごとに支払うものとする。